

# 兵庫県町会計管理者協議会規約

平成19年 5月11日 理事会 議 決

(目的)

第1条 本会は、町における会計管理者の権限に属する事務を処理するため、調査、研究を行なうことを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 本会は、兵庫県町会計管理者協議会と称し、県下全町の会計管理者をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、兵庫県町村会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 会計制度に関する調査、研究
- (2) 会計制度に関する研究会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
理 事	12名以内

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営と事業の推進に参画する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 前項の仕事中に会員の資格を失った者は、役員の仕事を失う。
- 3 補欠によって新たに役員となった者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置き、兵庫県町村会職員のうちから会長が委嘱する。

- 2 幹事は、会長の命を受け会務に従事する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、次の職にある者及び会長の推せんにより理事会の承認を経た者を会長が委嘱する。

兵庫県町村会長

兵庫県市町振興課長

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めた場合若しくは理事の2分の1以上から要請があった場合を開く。

2 理事会は、会長が召集し、会議における議長の職務は会長が行なう。

(専門部会)

第11条 本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び組織については、理事会の同意を得て会長が定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(役員報酬等)

第13条 役員には、報酬及び旅費は支給しない。ただし、専門部会その他本会の事業遂行上特に必要と認めたときは、理事会の同意を得て実費を支給することができる。

(規約の改正)

第14条 この規約の改正は、理事会の議決によらなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、平成19年5月11日から施行する。